

# 令和5年7月1日より、届出書類が一部省略されます！

## 国土利用計画法第23条第1項に基づく

### 土地売買等の事後届出

国土利用計画法施行規則の一部改正に伴い、福島県の運用として、事後届出に係る土地が市街化区域に所在する場合は、原則として縮尺5万分の1以上の位置図の添付を不要とします。

#### 【事後届出の添付書類】

	添付書類	内容	添付要否
1	位置図 (縮尺 1/50,000)	市街化区域以外	○
		市街化区域	×
		2の周辺状況図で兼用	×
2	周辺状況図(住宅地図可) (縮尺 1/5,000)	—	○
3	土地形状図(公図可)	—	○
4	土地売買等の契約書写し	—	○

#### <届出が必要な土地取引>

次の条件に該当する土地売買等の契約をして土地を取得した方は、届出を行う必要があります。

##### 取引の形態

売買／交換／営業譲渡／代物弁済／共有持分の譲渡／地上権・賃借権の設定・譲渡（内容による）／予約完結権・買戻権等の譲渡 ※これらの取引の予約である場合も含まれます。

##### 取引の規模（面積基準）

- 市街化区域 2,000平方メートル以上
- 上記以外の都市計画区域  
(市街化調整区域、非線引都市計画区域) 5,000平方メートル以上
- 都市計画区域以外の区域 10,000平方メートル以上

##### 一団の土地取引

契約1件あたりの面積は小さくても、取得しようとする一団の土地の面積が上記の面積となる場合（買いの一団）には届出が必要です。

#### <届出先>

土地の所在する各市役所、町村役場の国土利用計画法担当課

#### お問い合わせ先

福島県 企画調整部 復興・総合計画課（土地・水調整担当） ☎024-521-7123

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015b/tochi-baibai-todokede.html>